

# 日本郵船健保・整復師受任者払い拒否問題

日本郵船健康保険組合 常務理事

●●●整骨院 ●●●宛

内容（柔道整復師治療の療養費の支給はしない理由）要旨

- 療養費につきましては第87条において規定しており、「保険者がやむを得ないと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる」となっています。
- 療養費の支給は、療養の給付等の補完的役割を果たすものであり、被保険者に、現物給付と現金給付との選択の自由を与えたものではない。
- 「やむを得ないと認めるとき」とは、被保険者側に特殊な事情があって、療養の給付を受けえなかったものと保険者が認めたときである。
- 受領委任の契約について、支給するかどうかを決定するのは保険者の裁量の範囲であるという立場を堅持しています。

当会から不支給理由の照会に対する日本郵船健保回答

日本郵船健保組合 担当：T氏（電話）

- ① 健康保険法 第87条でもって、保険者がやむを得ないと認めるときのみ療養費の支給をします。
  - ② 保険証を使用の場合は病院へ行ってください。
  - ③ 病院が近所に無く、または休日で病院にかかる場合のみ、療養費の支給を認めます。
  - ④ 被保険者（患者）は、③の場合で、柔整師での治療の場合は、現金にて支払って下さい。  
・患者が健保組合に整骨院の領収書を持参し、療養費の請求を求めて、保険者がやむを得ないと認めるときのみに限り支払います。
- 上記を被保険者（患者）に伝えてあります。

以上